

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530076

研究課題名(和文) 矯正困難者に対する効果的な刑事制裁

研究課題名(英文) The effective punishment for a repeat offender

研究代表者

島岡 まな (Shimaoka, Mana)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：20222036

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：いわゆる矯正困難者に対する効果的な刑事制裁について、フランス刑事法の状況を調査した。フランスでは2002年以降のサルコジ内相、2007～2012年のサルコジ大統領の下で数多くの治安維持立法、再犯防止立法がなされた。それに基づく刑事政策を性犯罪、薬物犯罪者などについて調査したが、前者に関する電子監視や矯正プログラムも中途半端に終わっており、2012年のオランド政権誕生による政権交代後は、厳罰化も再犯防止には逆効果であると評価され始めている。薬物犯罪者に対する治療命令は一定程度効果をあげている。高齢犯罪者については、刑務所を避ける人道的政策が行われており、日本も見習うべきだと思われる。

研究成果の概要(英文)：I investigated the French criminal law to look for the effective criminal sanction for a repeat offender. In France, at the time of Prime minister and President, Mr.Sarkozi, a large number of peace maintenance legislation and second offense prevention legislation were done. I investigated the criminal policy for the sex offender, the drug poisoning offender, and the senior offender. But the electronic watch or the special correction program for the sex offender are not effective. After the change of political power, the severe punishmentization under the government of Mr.Sarkozi, is criticized by the new President, Mr.Hollande. The treatment order for the drug poisoning offender is effective, so I think that we must introduce it in Japan. For the senior offender, french judge avoid the prison sentence for them from a humane point of view, I think that we should follow it.

研究分野：刑法

キーワード：刑事法 刑事政策 フランス刑法

1. 研究開始当初の背景

(1) 犯罪(再犯)の予防は、特にいわゆる矯正困難者といわれる性犯罪者・薬物依存者等において急務であるが、犯罪予防的観点からの先進的施策である電子監視、治療処分等を既に導入しているフランス刑事法の状況について調査し、我が国の参考としたいと考えた。

(2) また、最近、高齢犯罪者の増加も顕著となっているが、高齢者も青少年のような可塑性に欠けることから矯正困難である点で性犯罪者や薬物依存者と共通の問題を抱えると予想されたため、日本と同様の高齢化傾向を持つフランスの法律、刑事司法制度、刑事制裁(行刑を含む)について調査しようと考えた。

2. 研究の目的

性犯罪者・薬物依存者、高齢犯罪者等、いわゆる矯正困難者に対する効果的な刑事制裁(電子監視、治療処分等)を探究するため、比較法の手法を用い、日本でドイツ刑法に比して研究がほとんど進んでいないフランス刑事法を参考とすることとした。

これらを既に実施しているフランス刑事法の状況について調査し、日本の状況と比較しつつ、同様の法制度や刑事政策導入の可否に関する具体的提言を行うことが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

日仏文献調査・研究、フランス人専門家(学者、法律実務家)へのインタビュー・アンケート調査、現地フィールド調査の3つの方法によって行った。

については、刑事政策の教科書や、とりわけ犯罪予防に関する文献等を収集・検討した。関連する法律も、できるだけ収集した。

については、平成24年から26年にかけて3度のフランスでの海外調査を行い、まず

司法省再犯対策局のアニー・ケンセイ局長を訪問し、インタビューを行った。ケンセイ局長の部下のギイ・カサダモン研究官(社会学者)にもインタビューを行い、著書や資料をいただいた。また、別の日に司法省少年局のショケ研究部長を訪問し、少年の再犯防止に関するインタビューを行った。

平成26年には南仏のトゥールーズ大学を訪問し、マリリンヌ・ブルジュマン准教授、ジャックラリュエ教授(民事法)の紹介で、マリエレーヌ・ゴツツイ准教授(刑法)、マルク・スゴン教授(刑法)等と面談し、矯正困難者への効果的な刑事制裁について調査を行った。平成24年から26年にかけて3度のフランスでの海外調査の際、パリ郊外のヴィルバント拘置所を1日訪問・調査し、所長にインタビューを行った。また、パリ郊外のフルーリー少年刑務所を1日訪問・調査し、所長や職員にインタビューを行った。

平成26年2月には、トゥールーズ大学のフランソワ・デュー教授(警察学)が所長を務めるアジャン国立行刑研究所を訪問し、行刑施設の工夫について調査した。

4. 研究成果

(1) まず、フランスの刑事政策全般に言えることは、学問も法律もその当時の政治情勢に日本以上に影響を受けるという事実である。そして、たまたま筆者の研究期間の途中(2012年)にフランスの大統領選挙があり、5年間続いた右派のサルコジ政権から左派のオランド政権へと劇的な政権交代が行われた。しかも、サルコジ政権時代は、治安維持の目的で多くの刑事立法が行われており、少年犯罪の防止を目的とした少年犯罪の厳罰化などが日本と同様になされたが、今後オランド政権下でそれらの政策が批判的に検討されることにより、その成果が問われることが予想される。そのため、本研究の成果は、あくまでそのような政治的影響を強く受け

たフランスの刑事立法及び刑事政策と日本の状況を比較するという時限的な性格を一部もつものである。

ちなみに、この間のフランスの刑事政策に特に影響を与えた一連の治安立法と呼べる法律として、2002年8月29日の「国内治安の為の指針・計画法」、2002年9月9日の「司法の為の指針・計画法」（いわゆるペルベンI法）、2003年3月18日の「国内治安の為の法律」、2004年3月9日の「犯罪推移に対する司法の適合に関する法律」（いわゆるペルベンII法）、2005年3月15日の「刑事違反累犯者に関する法律」、2007年3月5日の「犯罪予防に関する法律」、2007年8月10日の「成年・未成年の累犯者に対策を強化する法律」、2008年2月25日の「保安監置および精神障害を理由とする刑事責任無能力宣告に関する法律」、2011年3月14日

日の「国内治安行動の為の指針・計画法」、2012年3月27日の「刑罰の執行に関する計画法」等がある。これらの法律により、警察権限の強化、未成年再犯者の厳罰化、未成年に対する犯罪、性犯罪者への厳罰化が行われ、警察留置、裁判制度、刑罰、再犯者処遇等の改革が行われたといわれている。

しかしながら、ある意味極端な厳罰化、治安維持立法がなされたお陰で、その効果は意外と現れていないこと、すなわち、真に効果的な犯罪予防は単純な厳罰化では実現できないという、日本にとっても参考となる研究成果を得ることができたと考えている。以下では、個々の分野の矯正困難者について、研究から得られた知見と日本に導入可能な対策について簡単に述べる

(2) まず、性犯罪者への対策については、物理的な対策として、電子監視 (placement sous surveillance électronique mobile = PSE) が2003年から本格的に導入されている。これは、アメリカ等で導入されていた電子監視をフランスにも導入したものであるが、その

根拠となった「1997年電子監視に関する法律」の中で、フランスの電子監視は、アメリカのように刑務所の収容率を下げる目的ではなく、あくまで最新の技術を用いて現行の行刑を補充する目的で導入されること、フランスの電子監視は、アメリカのように、施設内処遇にかかる予算の削減という専ら経済的効率のためだけに導入されるものではないこと、フランスの電子監視は、アメリカのようにコスト削減という経済的見地から導入されるのではなく、再犯予防、施設内処遇の弊害の除去という積極的目的のために導入されることが強調されていた。

このように、当初は、短期自由刑の弊害を避ける意図から、フランス刑事法の特徴である「刑の個別化」の一環として、受刑者の社会復帰への効率性の観点から導入された電子監視であったが、2005年3月15日の「刑事違反累犯者に関する法律」により、より危険な累犯者への対策のために電子監視が使われるようになった。すなわち、それまでは1年以下の拘禁刑に処された受刑者にのみ科されていた電子監視が、軽罪 (7年以下の拘禁刑) で有罪判決を受けた受刑者にまで拡大され、性犯罪や暴力犯罪で有罪判決を受けた受刑者に対しては、仮釈放の際、いわゆる保安処分的一种である「社会内司法追跡」 (suivi socio-judiciaire) として科されるようになった。その期間は、7年以下の拘禁刑を科された者には2年、軽罪の場合は更新が1度可能 (最長4年)、強姦などの重罪 (10年以上の懲役) の場合は更新が2度可能なため、最長6年まで電子監視を付すことが可能となった。

では、実際の運用はどうなっているだろうか。導入された電子監視の実施は、2003年に年間948人、2004年に2911人、2005年に4155人、2006年に6177人、2007年に7900人、2008年に112591人、2009年に13994人、2010年に16797人、2011年に20082人、2012年に23215人、2013年に23147人とこの10年で約10倍に増

加している。その期間は、2003年の平均2,4カ月から2013年の平均4,8カ月へと2倍となっているが、日本で想像するより短い期間であることがわかる。やはり人権意識が高く、プライバシー侵害に敏感なフランスでは、再犯防止のためとはいえ、何年も電子監視を行うという考えには、法律家のみならず世論の反対が強いのだという。

また、電子監視以外の性犯罪対策として、特別の矯正プログラムも行われている。特に2007年から導入された再犯予防プログラム(programmes de prévention de la récidive)は、暴力行為、性犯罪等の再犯を繰り返す受刑者だけが参加するグループを作り、そのグループ内での討論等を通じて再犯を防止しようというものである。通常グループは12名までで構成され、2名の保護・同化行刑官により各グループは運営され、心理学療法士のアドバイスを受けることもある。グループ内での討議、勉強会は10-15回行われ、1回の開催時間は2時間ほどであるが、同プログラムは義務ではないという。

このような矯正プログラムは、日本でも既に2006年から導入されているが、日本でもフランスでも目立った効果は表れていないように思われる。どこか改善の余地がないか、更なる研究が必要であろう。

他方、電子監視も、10年以上の経験があるフランスでも、それほどの効果がないということが分かったので、反対の多い日本で殊更導入する必要性に欠けるといえよう。(3)次に、薬物依存者の再犯者については、日本では単純な厳罰化で対処しているが、その再犯防止効果に専門家から疑問の声が上がっている。

翻ってフランスでは、刑法典第131 - 10条により、重罪 軽罪において適用できる補充刑を定めている。たとえば、「禁止」(interdiction)、「剥奪」(déchéance)、「権利無能

力・権利の返納」(incapacité ou retrait d'un droit)、「治療命令・履行義務」(injonction de soins ou obligation de faire)、「物の不可動措置・物の没収」(immobilisation ou confiscation d'un objet)、「動物の没収」(confiscation d'un animal)、施設の閉鎖(fermeture d'un établissement)、「判決の公示」(affichage de la décision prononcée)等がある。

この中の治療命令が薬物犯罪には多用されており、少なくとも刑罰よりは効果的な犯罪防止措置となっているように思われる。ただし、治療が終わって後、環境や生活上の困難等から薬物に手を出す再犯者もあり、その点の再犯防止の困難さは、日本と共通している。

その後のサポート体制の確立・強化などは今後の課題であるが、少なくとも、裁判の段階では、単なる刑罰以外に、専門家の医療を公費で受けられるようなフランスと同様の治療命令システムの導入は、急務であるように思われる。

(4)第3に、高齢犯罪者については、日本とフランスでは顕著な違いが見て取れた。

以下は、フランス司法省で入手した、1980年から2011年までの年代別受刑者数の変化を表す表である。

Tableau 9 : Population écarcée : structure détaillée par âge au 1er janvier (effectifs)

Année	13 à moins de 16 ans	16 à moins de 18 ans	18 à moins de 21 ans	21 à moins de 25 ans	25 à moins de 30 ans	30 à moins de 35 ans	35 à moins de 40 ans	40 à moins de 45 ans	45 à moins de 50 ans	50 à moins de 60 ans	60 ans et plus	Ensemble des détenus	Age moyen
1980	68	723	5249	8 519	8 249	8 400	4 057	1 289	359	36 913	30,1		
1981	83	890	5 684	9 198	9 165	9 045	4 300	1 531	469	40 365	30,1		
1982	135	725	4 567	7 070	6 906	7 155	3 359	1 241	313	31 551	30,1		
1983	56	726	5 323	7 802	8 046	8 348	3 708	1 492	375	35 876	30,2		
1984	72	781	5 907	8 990	9 047	9 374	3 907	1 513	419	40 010	30,0		
1985	56	817	6 063	10 663	9 886	10 327	4 293	1 870	521	44 498	30,2		
1986	69	872	5 718	10 143	10 029	10 462	4 382	1 884	390	44 029	30,3		
1987	67	945	6 745	11 282	10 959	11 758	4 993	1 895	468	49 112	30,2		
1988	49	792	5 753	11 304	12 030	12 779	5 569	2 065	533	50 874	30,8		
1989	39	470	4 508	9 680	11 135	12 586	5 603	1 977	537	46 515	31,4		
1990	25	518	4 521	9 203	10 768	12 395	5 711	1 830	449	45 420	31,4		
1991	25	391	4 911	9 090	11 656	13 733	6 710	2 072	495	49 083	31,8		
1992	25	468	4 917	9 607	12 101	14 038	6 466	1 954	539	50 115	31,6		
1993	38	549	4 972	9 639	12 141	13 789	6 560	2 069	575	50 342	31,6		
1994	34	528	4 869	10 202	12 340	14 672	7 069	2 189	648	52 551	31,9		
1995	37	536	4 621	10 082	12 182	15 237	7 922	2 502	816	53 935	32,4		
1996	38	523	4 297	9 721	12 239	16 409	8 318	2 908	909	55 062	32,9		
1997	83	545	4 434	9 056	11 462	15 790	8 584	3 251	1 104	54 269	33,4		
1998	76	593	4 147	8 484	10 698	15 621	9 132	3 673	1 421	53 845	34,1		
1999	78	636	4 376	8 119	10 223	15 058	9 275	3 754	1 442	52 961	34,2		
2000	62	656	4 240	7 731	9 250	14 527	9 030	3 881	1 654	51 441	34,5		
2001	64	552	3 927	7 254	8 672	13 242	8 560	3 960	1 606	47 837	34,8		
2002	96	730	4 405	7 926	8 763	12 817	8 340	3 952	1 565	48 594	34,4		
2003	81	727	5 110	9 469	10 233	14 413	9 084	4 509	1 781	53 407	34,2		
2004	79	660	4 954	10 415	10 803	15 695	9 717	4 553	1 980	59 246	34,4		
2005	49	574	4 716	10 220	10 698	15 735	10 005	5 130	2 070	59 197	34,7		
2006	71	661	4 817	10 154	10 883	15 373	10 075	5 246	2 242	59 522	34,8		
2007	90	639	4 661	10 519	11 413	15 700	10 035	5 139	2 207	60 403	34,6		
2008	77	650	4 384	10 867	12 382	16 689	10 685	5 295	2 364	61 003	34,7		
2009	57	624	4 886	11 480	13 212	17 143	11 069	5 242	2 465	66 178	34,6		
2010	65	607	4 883	11 438	13 399	17 146	10 874	5 321	2 356	66 089	34,5		
2011	64	628	5 018	11 651	13 558	17 550	10 780	5 343	2 383	66 973	34,4		

Source : Statistique pénitentiaire de la population prise en charge en milieu fermé (GAP-PMIS)

右から3番目の60歳以上の受刑者数は、1980年の359人から2011年の2383人まで約6倍に増加している。このため、当初は、日

本と同様、高齢犯罪者の数や有罪判決数が増加しているのかと考えた。しかし、60歳以上の犯罪者による有罪判決数は、2011年が17376件(全体の2.9%)、2012年が18259件(全体の3.0%)、2013年が17073件(全体の2.9%)のように横ばいであった。

この現象をどう説明するか、司法省少年局のショケ研究部長にインタビューしたところ、「フランスでは、高齢者の行くべき場所は刑務所ではなく、家族の受け入れや福祉施設だという考えの下に、裁判官が高齢者には実刑を科さず、他の代替処分を科しているものと思われる。累積で高齢者が増えているように見えるのも、高齢犯罪者で刑務所に入る新規受刑者が増加しているのではなく、若い時に実刑判決を受けた長期受刑者が結果的に高齢化しているに過ぎない。」との説明を受けた。

この点は、日本と異なる点であり、人道上の観点から高齢犯罪者に実刑を科さず、福祉的な対応を行うフランスの方向を是非見習うべきだと思われる。日本で高齢犯罪者、再犯者、受刑者が急増している背景には、社会の高齢者福祉政策の遅れがある。この点でも、フランスは日本に比べて大変進んでおり、そもそも福祉から漏れて犯罪を犯さざるを得ない高齢者自体が少ない。日本は、犯罪の前段階でも犯罪後の対応でもフランスに後れをとっており、方向転換は急務である。

(5)最後に、オランダ政権への交代後、2013年2月に司法省主催で「再犯防止の新たな刑事政策」のためのコンセンサス会議が開かれ、首相に提出された報告書の内容を紹介して、本報告書のまとめとしたい。

報告書は5部に分かれており、1)民主主義社会で罰することの意味、2)法律上の再犯者概念の再考、3)効果的な刑務所の時間の構築、4)科刑の根拠に関する再考、5)よりよい研究との連携、と題される。

1)「民主主義社会で罰することの意味」

の章では、A刑罰の意義と機能と題し、拘禁刑は、他の多くの刑罰の一つに過ぎず、他のより効果的な代替手段にとって代わられるべきだと主張する。B刑の序列体系として、自動的な刑罰の概念を捨て去るべきだとし、C刑務所から独立した新たな刑罰の創設として、「応報刑」ではなくむしろ「予防刑」の観念を強調している。また、D刑事司法の周辺として、拘禁刑を科すいくつかの犯罪を科さない犯罪へ転換すべきとしている。

2)法律上の再犯者概念の再考では、2005年の「刑事違反累犯者に関する法律」以来、いたずらに再犯者概念が拡張されてきたことを反省し、機械的に再犯者を増やすのではなく、再犯者の社会復帰をむしろ推進すべきだと主張する。

3)効果的な刑務所の時間の構築では、A刑務所と社会復帰の両立は困難な方程式であるとし、市民の尊厳を基調とした刑務所にすべきと主張する。B解決の選択としての仮釈放として、単なる放任としての釈放を避けるべきだとする。C社会的権利と共通の権利へのアクセスとして、受刑者にも他の一般市民と同様の社会的権利や共通の権利へのアクセスを許すべきだとしている。また、D刑罰後の刑罰として、保安期間の廃止を主張している。

4)科刑の根拠に関する再考では、A司法の担い手の役割として、刑罰適用判事や社会復帰ないし再犯予防サービスの担い手の役割を再考し、より再犯防止に役立つ役割を構築してゆく必要性を強調し、B実施の新しい方式の導入を検討すべきとしている。C人の評価として、刑事司法の様々な段階で被疑者・被告人を評価することによって、よりきめ細かな「刑の個別化」を実現すべきとしている。

最後に、5)よりよい研究との連携として、より効果的な再犯防止策を構築するためには、更なる研究が必要であり、様々な個々の

研究を整理し、より効果的に連携させる仕組みの構築が急務であると結んでいる。

全体的に、サルコジ政権下で行われた治安重視立法や厳罰化に対する批判が込められており、実際のデータでも明らかな効果は認められていないことから、フランスの経験に学び、日本でも厳罰化ではなく、各犯罪者に最適な刑罰（刑の執行猶予も含む）や治療、矯正プログラムの実施に努めることが、回り道のようにも、矯正困難者に対する効果的な刑事制裁であると確信する。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

島岡まな、性犯罪の重罰化、法学セミナー、査読無、60巻3号、2015、39-43

島岡まな、DV罪の保護法益と刑事規制、法律時報、査読無、86巻9号、2014、73-77

島岡まな、フランス刑法における性犯罪の類型と処罰について、刑法雑誌、査読無、54巻1号、2014、49~62

島岡まな、外傷後ストレス障害（PTSD）の惹起と監禁致傷罪、別冊ジュリスト、査読無、1453号、2013、157~158

島岡まな、男性化された犯罪、ジェンダーと法、査読有、9号、2012、17~26

島岡まな、刑法175条及び児童ポルノ禁止法と表現の自由、法学研究、査読無、84巻、2011、447-449

〔学会発表〕（計4件）

島岡まな、Legal Interests of DV Punishment in Japanese Criminal Law（英語報告）、日本&トルコ法律家シンポジウム、2014年8月25日、イスタンブール法律家協会（トルコ共和国、イスタンブール市）

島岡まな、フランスにおける性犯罪類型

について、日本刑法学会関西支部、2013年07月28日、京都産業大学（京都府・京都市）

島岡まな、「男性化された」犯罪、ジェンダー法学会、2011年12月3日、東北大学（宮城県・仙台市）

島岡まな、フランスにおける児童ポルノ、国際犯罪学会、2011年8月7日、神戸国際会議場（兵庫県・神戸市）

〔図書〕（計3件）

岩井宣子編、安部哲夫、内山絢子、島岡まな他、尚学社、性犯罪・対策、2014、275（178~195）

大阪弁護士会人権擁護委員会編、雪田樹理、斉藤豊治、後藤弘子、島岡まな他、性暴力と刑事司法、信山社、2014、275（178~195）

石田久仁子、井上たか子、神尾真知子、中嶋公子編、建石真公子、島岡まな他、パド・ウィメンズ・オフィス、フランスのワークライフバランス、2013、273（164~175）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

島岡まな（Shimaoka Mana）

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：20222036

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：